

4 大気環境

(1) 大気汚染の状況

平成23年度の大気汚染の状況は、環境基準の定められている二酸化イオウ始め4物質について の月平均値で見ると、若干変動がありました。

ア 二酸化イオウ (SO₂)

昭和52年に町が自動測定装置による測定を開始して以来、常に環境基準を下回り良好な状態を維持しています。(県測定局はH22.3で終了：奥田公民館)

イ 二酸化窒素 (NO₂)

昭和53年に環境基準が改定されて以来、常に環境基準を下回っています。

ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

前年に引き続き環境基準を満たしています。

エ 光化学オキシダント (O_x)

前年に引き続き環境基準を満たしていません。

○ 環境基準

物質名	環境基準	評価方法
二酸化イオウ (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を越えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。